

みなとダイレクトバンキング利用規定

1. インターネットバンキング・モバイルバンキング

(1) (サービスの内容)

- ① インターネットバンキングは、インターネットを経由して、お客さまご本人が占有管理するパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「ご利用端末」といいます)を使用し、モバイルバンキングは、携帯電話(情報提供サービス対応)等の端末機(以下「携帯電話機」といいます)を使用し、取引照会、振込・振替、定期預金、その他当行所定のサービス(以下「本サービス」といいます)を利用することができるサービスのことをいいます。
- ② 当行は本サービスの対象となる取引をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。なおその場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表します。

(2) (利用時間)

- ① 本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
- ② 毎月第3日曜日 24:00～翌日 6:00 まではメンテナンス作業の為、ご利用できません。

(3) (利用の申込)

- ① 本サービス利用のお申込みに際しては、当行所定の申込書により「パスワード」その他必要な事項を届出るものとします。
- ② 本サービスは屋号付き個人等のご名義ではお申込できません。また、20歳未満のお客さま、または国内居住でないお客さまは、本サービスのうち投資信託等、一部のサービスをご利用いただけません。
- ③ 当行の手続終了後、初回ご登録時に必要な情報を記載した「みなとダイレクトバンキング『ご利用情報のお知らせ』」およびお振込の際に必要なパスワード生成機(ワンタイムパスワード・「ハードトークン」)をそれぞれ郵送いたしますので、お客さまは所定の登録を行ってください。お客さまの登録完了後、本サービスは利用可能となります。
- ④ 上記③における初回登録完了後、お客さまとの各取引においてお客さまに交付する書面は原則、「電子交付」による交付となります。電子交付となる書面は「みなとダイレクトバンキング」の「電子交付」メニューによりご確認ください。
- ⑤ 本サービスを利用できる各口座は、お客さまが当行所定の申込書により当行に届出た名義・住所が同一であるお客さま本人口座(以下「サービス利用口座」といいます)とします。
- ⑥ サービス利用口座の追加は、みなとダイレクトバンキングよりお申込みください。

(4) (本人確認)

- ① 本サービスでは、当行に登録されている「ユーザーネーム」、「ログインパスワード」、「取引パスワード」、「ワンタイムパスワード」(以下「パスワード等」といいます)との一致の確認、その他当行が定める方法により本人確認を行います。利用に際して必要な「パスワード等」その他の本人確認方法、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。
- ② お客さまが「パスワード等」を指定する場合は、生年月日や電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、お客さまの責任において適切な番号を指定し厳重に管理するものとし、それらの番号の指定や管理状況について当行は責任を負いません。
- ③ お客さまが「パスワード等」の変更を行う場合には、当行所定の方法によるものとします。
- ④ 当行が本規定に従って本人確認をして処理を実施した場合、「パスワード等」について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼をお客さまの意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。当行が送付する「パスワード等」が記載されている「みなとダイレクトバンキング『ご利用情報のお知らせ』」はお客さま本人が厳重に管理し、他人に知られることのないよう、また紛失・盗難に遭わないよう十分ご注意ください。
- ⑤ 本サービスの利用について届出られた「パスワード等」と異なる入力が連続して行われ、当行の任意に定める回数に達した場合、その「パスワード等」は無効となります。この場合には、すでに依頼済みで当行が処理をしていない各手続は有効に存続するものとします。「パスワード等」を再度設定する場合は、当行に連絡のうえ所定の手続をとってください。
- ⑥ パスワード等を失念された場合、再度ご新規にてお申込みが必要となりますのでご注意ください。

(5) (取引の依頼等)

- ① 依頼内容は、当行が受信した本人確認のためのパスワード等との一致を確認した時点で確定するものとします。
- ② 当日処理分としての受付はサービス毎に異なります。
- ③ 取引の依頼内容の確定時点が当行所定の時限を過ぎた場合、または申込不可日の場合は、「翌営業日扱い」となります。
- ④ 本サービスにより行われた注文の取消は、当行所定の時限までに当行所定の方法によるものとします。

(6) (資金の引落し等)

- ① 各お申込みにかかる資金の引落しは、当行所定の時限内の場合、お申込みの確定時点(外貨預金の場合は為替レートの確定時点)にてお客さまご指定の預金口座より行います。当行所定の時限を過ぎた場合、翌営業日の 8:00 時点(外貨預金の場合は為替レートの確定時点)に資金の引落を行います。当行所定の時限はサービス毎に異なります。
- ② 総合口座貸越が発生する場合、資金の引落しを行わない場合があります。
- ③ 複数のお取引をされた場合において、お客さまの指定口座の残高がその引落し金額の総額に満たない場合、いずれのお取引に関する引落を行うかは、当行の任意とします。
- ④ 指定口座の残高不足等による各お取引の引落しが行われなかった場合、その他正当な理由等による処理不能の場合、お客さまからの取引の依頼はなかったものとし、当該お申込は無効として取扱います。無効となった場合についてはその旨、お客さまご指定のアドレスへメールにてご連絡いたします。
- ⑤ 各お取引における、注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の支払い、または換金代金等の受取りについては、指定口座より自動引落または入金するものとします。

2. 届出事項の変更

- (1) サービス利用口座・印章・名称・住所・電話番号・電子メールアドレスその他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法によって、当行に届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類、電子メール等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) ご利用端末等の紛失・盗難等があったときには、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 取引または機能の追加

本サービスに今後追加される取引または機能について、お客さまは新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。

4. 海外からのご利用

お客さまが本サービスを海外からご利用する場合、各国の法令、事情、その他の事由により、取引または機能の全部または一部をご利用いただけないことがあります。

5. 免責事項等

次の各号の事由により生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

- (1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由により購入、解約等の取引が不能となった場合。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害ならびに電話・インターネットの不通により購入、解約等の取引が不能となった場合。
- (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により購入、解約等の取引が不能となった場合。
- (4) 金融機関(当行)及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路から盗聴・不正アクセス等によるお客さまのパスワード等・取引情報等が漏洩したとき。
- (5) 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行った上で送信者をお客さまとみなし取扱いを行った場合において、ご利用端末、パスワード等につき、偽造、変造、盗用または不正利用その他の事故があったとき。
- (6) 申込書類等に使用された印章と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合に、それらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったとき。

6. 解約等

- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし当行に対する解約の通知は、当行所定の申込書によるものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) サービス利用口座が解約されたときは、その口座に関わる限度において本契約は解約されたものとみなします。
- (4) お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解除するときは、当行がお客さまにその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
 - ① お客さまから解約のお申し出があったとき。
 - ② お客さまが本規定の変更に同意されないとき。
 - ③ お客さまが口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき。
 - ④ お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき。
 - ⑤ お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと判断し、解約を申し出たとき。
 - ⑥ 支払いの停止または破産、もしくは民事再生の申立等があったとき。
 - ⑦ 相続の開始があったとき。
 - ⑧ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
 - ⑨ その他当行が解約を申し出た場合。

7. 規定の変更

- (1) 本規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) (1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、相当の事由があると認められる場合ならびにお客さまの不利益とならないと認められる場合には1ヶ月未満に短縮できるものとします。

8. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。